

令和2年厚木市農業委員会4月定例総会議事録

日 時 令和2年4月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時15分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

2番 松 野 勝 3番 野 口 政 夫

4番 新 藤 悦 子 5番 小 澤 隆

6番 梅 澤 清 子 7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治 9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 暁(会長職務代理者)

欠席者 1番 市 川 和 典

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について(報告11件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について(報告8件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(報告2件)
- 4 東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について(報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について(報告1件)
- 6 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について(8件)
- 7 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件)
- 8 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について(43件)
- 9 議案第21号 令和3年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

1番の市川委員から欠席の届が出ております。

これより、令和元年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の野口政夫委員、4番の新藤悦子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月11日から4月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和元年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で3件、5筆、面積は1,702平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で1件、1筆、面積は1,549平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、4件、6筆、面積は3,251平方メートルでございます。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、166件、324筆、面積は93,405.24平方メートルでございます。

続きまして、令和2年度分処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で3件、5筆、面積は1,465.95平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で4件、14筆、面積は4,846.31平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、7件、19筆、面積は6,312.26平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月11日から4月10日までに受け付けしましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は8人、筆数は37筆、面積は14,662.30平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について、御報告いたします。御報告する案件は2件でございます。

1番でございます。農地の所在は関口字山ノ根2筆、地目は田、合計面積は2,066平方メートルでございます。

貸人は関口にお住まいのAさん、借人は関口にお住まいのBさんです。

貸人の都合により、令和2年4月1日に合意解約されたものでございます。

2番でございます。農地の所在は飯山字界原2筆、地目は畑、合計面積は3,371平方メートルでございます。

貸人は飯山にお住まいのCさん、借人は妻田西3丁目にお住まいのDさんです。

貸人の都合により、令和元年5月1日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について、御報告いたします。

本件につきましては、令和2年3月24日付けで東京国税局長から土地の現況について照会があったものです。

土地の所在は毛利台三丁目1筆、地目は畑、面積は183平方メートルでございます。

所有者は、毛利台3丁目にお住まいのEさん外2人です。

調査しましたところ、当該地は市街化区域内の土地で、昭和56年12月4日付けで農地法第5条第1項第3号の規定に基づく農地転用届出を受理しており、現況が非農地であることを確認いたしました。

国からの通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いに準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

証明願提出者は、下古沢にお住まいのFさんでございます。

対象地は下古沢字宮ヶ崎2筆、地目は畑、合計面積は257平方メートルです。

これらの土地につきましては、昭和59年に住宅に付属する物置を建築した際、自宅住宅敷地の一部として取り込まれ、現在に至っているものです。

平成 23 年度固定資産評価(土地)証明書で宅地として課税されていること、また、平成 22 年撮影の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認できることから、これらの経過を踏まえ、4 月 6 日に山川委員立ち会いのもと現地調査を実施しました。

その結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当せず、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第 2 の要件を満たすことから、4 月 7 日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 6、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 8 件でございます。

1 番でございます。対象となる農地の所在地は小野字上村 1 筆、地目は畑、面積は 727 平方メートルでございます。

渡人は東京都日野市南平 5 丁目にお住まいの G さん、受人は小野にお住まいの H さんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び妻の 2 人です。

続いて 2 番でございます。対象となる農地の所在地は三田字仲町 1 筆、地目は田、面積は 195 平方メートルでございます。

渡人は三田南 2 丁目にお住まいの I さん、受人は下荻野にお住まいの J さんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。労働力につきましては、本人

のみです。

続いて3番でございます。対象となる農地の所在地は戸田字廣町1筆、地目は畑、面積は297平方メートルでございます。

渡人は海老名市社家にお住まいのKさん、受人は戸田にお住まいのLさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転で、ナシの利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等、労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて4番でございます。対象となる農地の所在地は下津古久字竹屋敷1筆、地目は田、面積は1,010平方メートルでございます。

渡人は下津古久にお住まいのMさん、受人は同所にお住まいのNさんです。

本申請は、農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等、労働力につきましては、本人及び母の2人です。

続いて5番でございます。対象となる農地の所在地は戸田字富田1筆、地目は畑、面積は132平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのOさん、受人は岡田4丁目にお住まいのPさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び田植機等。労働力につきましては、本人及び長男の2人です。

続いて6番でございます。対象となる農地の所在地は三田字下稲荷1筆、地目は畑、面積は991平方メートルでございます。

渡人は戸室2丁目にお住まいのQさん、受人は飯山の有限会社Rです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、大豆の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及びコンバイン等。

続いて7番でございます。対象となる農地の所在地は関口字山ノ根2筆、地目は田、合計面積は2,066平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのAさん、受人は下依知1丁目の合同会社Sです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

最後に8番でございます。対象となる農地の所在地は三田字仲町1筆、地目は田、面積は1,096平方メートルでございます。

渡人は旭町5丁目にお住まいのTさん、受人は旭町1丁目の株式会社Uです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

1番から8番までの全てにおいて、農地法に定める農作業常時従事要件及び下限面積について、基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

2番についてですが、耕作上の利便を図るとありますが、受人の耕作地はどこでしょうか。

<専任主幹>

対象農地北側の田が受人の耕作地となっています。

<難波委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程7、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。対象となる農地の所在は及川字矢名海道1筆、地目は畑、面積は498平方メートルです。

受人は及川の株式会社V、渡人は愛甲西1丁目にお住まいのWさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は、及川に本店を置き、自動車販売業を営む法人で、事業拡張により、車両置場が不足していることから、事業所に近く、管理しやすい当該地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側、南側及び北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地した上で砂利敷し、車両20台分のスペースとして利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ35センチメートルの安全鋼板及び単管パイプを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございます。対象となる農地の所在は中依知字宮ノ前4筆、地目は畑、合計面積は2,042平方メートルです。

受人は金田の株式会社X、渡人は中依知にお住まいのYさん、埼玉県北本市東間5丁目にお住まいのZさん、横浜市港南区大久保1丁目にお住まいのaさん及び平塚市新町にお住まいのbさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場及び資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、金田に本店を置き、砂利、砂及び砕石の販売並びに運搬を営む法人で、現在、相模原市及び平塚市で借りている駐車場及び資材置場の立ち退きを求められていることから、事業所に近く、交通の便がよい当該地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は畑及び雑種地、西側は畑、南側は道路、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を切土及び盛土し、平坦にした上で砂利敷し、ダンプ11台及び油圧ショベル1台分の駐車場並びに砕石置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口は南側に幅6メートルの浸透アスファルト製のスロープにて設け、出入口以外は1メートルの単管柵を設置します。東側は既存の土留板があるほか、高さ1メートルのプレキャスト擁壁を新設し、北側は既存のブロックフェンスがない部分にコンクリートブロック2段積を新設します。また、西側には一部緑地帯を設け、当該緑地帯部分は1メートルの単管柵及び高さ20センチメートルの土留板を新設します。非緑地帯部分は既存の間知ブロック及び新設のコンクリートブロック3段積を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、申請地に係る農地から500メートル以内に2箇所の教育施設が存する第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

2番についてですが、周辺に住宅地があり、小中学校が付近にあります。
交通面について、十分注意するよう業者に伝えていただきたいと思います。

<農地管理係主事>

通学路となっていることは、事業者、代理人も承知しており、事業者には、代理人を通じ、交通に十分注意し登下校の時間は避けて利用する旨確認をとっております。

<三橋委員>

同じく2番についてですが、以前借りていた土地の立ち退きを求められているとのことですが、その立ち退きの理由を把握しているのでしょうか。

<農地管理係主事>

立ち退きの理由については、理由の詳細は確認しておりませんが、相模原市の土地については、以前から求められていたとのこと。また、平塚市の土地については、もともと別の業者の敷地の一部を間借りさせてもらっていたことから、拠点を別に確保することを考えていたとのこと。

<三橋委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は43番までございますが、1番から9番までにつきましては、井上委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので井上委員の退室を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についての1番から9番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についての1番から9番までについて、御説明申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのcさんでございます。

申出のあった農用地は上依知字中屋敷2筆、同字舞台4筆、同字中河原2筆、同字田中2筆、猿ヶ島字髭ノ後5筆及び山際字中神8筆、地目は田、合計面積は18,203平方メートルでございます。

利用目的は水稲、3年間の使用貸借権設定で、その内新規設定が2筆でございます。

1番から9番までについては、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についての1番から9番までについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定」についての 1 番から 9 番までについては、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員を入室させてください。

[井上委員入室]

<議長>

次の日程 8、議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定」についての 10 番は、梅澤委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条及び厚木市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、自己の配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので梅澤委員の退室を求めます。

[梅澤委員退室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定」についての 10 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

借人は、山際にお住まいの d さんでございます。

申出のあった農用地は山際字中神 1 筆、地目は田、面積は 694 平方メートルです。

利用目的は水稻、3 年間の使用貸借権の設定で、新規設定でございます。

10 番については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定」についての 10 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についての10番については、原案のとおり決定されました。

ここで梅澤委員を入室させてください。

[梅澤委員入室]

<議長>

それでは、引き続き、日程 8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についての11番から43番までについての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

11番から43番について、御説明申し上げます。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発せられていることから、会議時間の短縮を図るため、議案の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、33件、49筆、37,514.28平方メートルで、その内新規設定は22件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、使用貸借権が32件、48筆、36,621.28平方メートル、賃貸借権が1件、1筆、839平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が21件、34筆、22,276平方メートル、畑が12件、15筆、15,238.28平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が20件、普通畑が13件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間で32件、6年間で1件でございます。

なお、11番及び12番の借人である e さんは、前回の3月定例総会で御承認いただきました新規就農者で、住所は東京都国分寺市ですが、実家のある大和市上和田に居住しており、そこから本申出地に通作する予定であります。

11番から43番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<山川委員>

農用地に付属する建築物については、借りるときや利用するとき、どのような扱いになりますか。個別に契約を結んだりする事例があるのでしょうか。

〈都市農業支援担当主幹〉

建築物については、利用権設定とは別に利用する契約を結ぶ必要がある場合があります。
ただし、市内においてそういった契約を結んだという話は聞いておりません。

〈山川委員〉

分かりました。

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についての11番から43番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についての11番から43番までについては、原案のとおり決定されました。

〈議長〉

次に、日程 8、議案第21号「令和 3 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、先般、農政対策検討会において協議・検討がなされておりますので、三橋農政担当理事から説明をお願いしたいと思います。

〈三橋農政担当理事〉

ただいま議題となりました議案第21号「令和 3 年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員から提出された要望事項について、農政対策検討会において慎重に協議・検討し、議案書のとおり要望案として取りまとめを行いました。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしく御審議をお願いします。

〈議長〉

三橋農政担当理事、ありがとうございました。

続いて、事務局の説明を求めます。

〈副主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました議案第21号「令和 3 年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、御説明いたします。

本件につきましては、令和 3 年度神奈川県農地等の利用の最適化の推進に関する意見の取りまとめ依頼があったものです。

委員の皆様にご提出いただいた要望事項について、3月25日に開催した農政対策検討会で、協

議・検討をいただき、結果を取りまとめいただいたものです。

取りまとめいただいた意見の内容につきまして、大きな項目としては、「かながわ農政の推進について」の1項目です。

この中で、鳥獣被害対策と病虫害防除対策の2項目を取りまとめいただきました。

1項目目は鳥獣被害対策です。

鳥獣被害による農作物被害は、農業者の営農意欲を喪失させ、遊休・荒廃農地の発生原因となっている。また、荒廃農地と併せ荒廃した里山は、鳥獣の格好なすみかとなっている。このことを理由として、ニホンザルについては、計画的な捕獲により被害が減少しているが、イノシシ・ニホンジカ・アナグマ等による被害も多く、生息数が増えていることから駆除を行うよう対策を講じること。また、駆除対策と並行し、里山を適切に管理できる手法を考えること、を継続要望しようとするものです。

続きまして、2項目は病虫害防除対策です。

近年、イネ（水稻）等を食害するスクミリンゴガイの発生及び水路等に産み付けられた卵が確認された区域が急速に広まっている。スクミリンゴガイは、その卵にも毒性があることから、今後、食害等による農業生産への被害に加え、広東住血線虫が寄生している可能性があるため、寄生虫の人への感染につながるなど、大きな被害へと拡大することが懸念される。このことを理由として、スクミリンゴガイ（通称：ジャンボタニシ）については、県内で発生が急速に拡大している。今後、被害が広域に及ぶ懸念もあることから早急に防除対策を講じること、を新規要望しようとするものです。

なお、本日御審議いただいた結果につきましては、本月末までに県央地区農業委員会連合会に報告する予定となっております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第21号「令和3年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第21号「令和3年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」については、原案のとおり決定することに決定いたしました。

〈議長〉

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

令和2年4月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
